

令和6年鎌ヶ谷市農業委員会2回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長時田将は、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和6年2月8日(木) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 古川 和昭 委員 | 2. 高橋 雅浩 委員 | 3. 川村 誠司 委員 |
| 4. 石井 晃 委員 | 5. 板橋 睦男 委員 | 6. 熊谷 弘和 委員 |
| 7. 石井 正美 委員 | 8. 奥山 喜和子委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 皆川 利一 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 尾形 真宏 委員 | 飯田 展久 委員 |
| 鈴木 久夫 委員 | 渋谷 庄司 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 3名

- 事務局長 小松崎 佳之
事務局次長 浅海 一洋
会計年度任用職員 石川 美樹

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農用地利用集積計画について	5件
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第4号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	2件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	1件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	5件

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定数に達しておりますので、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、

5番、板橋睦男委員、
6番、熊谷弘和委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は3班です。
古川和昭班長より総括報告をお願いいたします。

古川 班長 議長
時田 議長 1番、古川和昭班長
古川 班長 3班の現地調査の報告をいたします。
2月1日午後1時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、
班員3名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、
農用地利用集積計画について5件、相続税の納税猶予に関する適格化者証明願について1件、
相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について2件の合計9件です。
3班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、
よろしくをお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で3班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
浅海 次長 議長
時田 議長 浅海次長
浅海 次長 議案書の3ページをご覧ください。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、をご説明いたします。
本申請は、譲受人が小作権により譲渡人から賃借していた農地を贈与より所有権移転するものです。
申請地は、畑1筆、面積280平方メートルです。
営農計画は、梨の栽培を行います。
譲受人の取得後の経営面積は1.4ヘクタール以上となり、年間の従事日数は300日で、専農従事者数は3名です。

また、所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農業経営実態証明書により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

板橋 委員 議長

時田 議長 5番、板橋睦男委員

板橋 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積280平方メートルの梨畑です。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、継続的な営農をお願いしました。

書類審査、現地調査及び審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

時田 議長 会議規則第10条の規定に基づき、尾形真宏推進委員の退席を求めます。

(尾形委員退席)

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化

促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積4,504.75平方メートルの農地の新規による賃借権で、新たに5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

大野 委員 議長

時田 議長 大野辰夫推進委員

大野 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を報告いたします。現地は、畑2筆、合計面積4,504.75平方メートルの普通畑です。本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、新たに賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

時田 議長 尾形真宏推進委員の除斥を解きます。

(尾形委員着席)

時田 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 同じく、議案書4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進

に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑4筆、合計面積3,111平方メートルの農地の賃借権による更新で、更に3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

尾形 委員

議長

時田 議長

尾形真宏推進委員

尾形 委員

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2を報告いたします。

現地は、畑4筆、合計面積3,111平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、審議番号2は可決されました。

時田 議長

続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長

議長

時田 議長

浅海次長

浅海 次長

同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化

促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積3,608平方メートルの農地の賃借権による更新で、更に3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

尾形 委員 議長

時田 議長 尾形真宏推進委員

尾形 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3を報告いたします。

現地は、畑2筆、合計面積3,608平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号3は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号4を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号4をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合することから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積

計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積3,811平方メートルの農地の賃借権による更新で、更に3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

大野 委員 議長

時田 議長 大野辰夫推進委員

大野 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号4を報告いたします。

現地は、畑2筆、合計面積3,811平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号4について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号4は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号5を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号5をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑6筆、合計面積5,485平方メートルの農地の賃借権による更新で、更に3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

尾形 委員 議長

時田 議長 尾形真宏推進委員

尾形 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号5を報告いたします。

現地は、畑6筆、合計面積5,485平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号5について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号5は可決されました。

時田 議長 続きまして、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、をご説明いたします。

申請地は、市街化区域内の特定生産緑地に指定された畑5筆、合計面積3,063.63平方メートルです。

本申請は、農地の相続税の納税猶予を受けるために申請されたものです。

申請人は経営主として、他に専従者1名の計2名で耕作を行い、今後も引き続き農業経営を行うとのこととです。

また、年間従事日数、耕作、従事年数等につきましては、農業経営実態証明書及び申請人からの聞き取りにより確認し、特に問題はありません。以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

板橋 委員 議長

時田 議長 5番、板橋睦男委員

板橋 委員 議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、を報告いたします。

2月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査を実施しました。

現地は、畑5筆、合計面積3,063.63平方メートルで、特定生産緑地に指定された梨畑及び普通畑として適切に耕作されていました。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第4号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1及び審議番号2を議案の内容により一括審議としたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、審議番号1及び審議番号2を一括審議といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第4号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1及び審議番号2を一括してご説明いたします。

本案につきましては、松戸税務署長より、20年間の営農継続により納

税猶予が確定する農地等の利用状況についての確認依頼があったものです。
農業委員会は現地を調査し、税務署へ回答することとなっています。
なお、税務署への回答期限は、令和6年6月28日です。
以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

大野 委員 議長

時田 議長 大野辰夫推進委員

大野 委員 議案第4号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1及び審議番号2を一括して報告いたします。

審議番号1は、中沢地区の対象者宅の東側の屋敷畑及び北側の神社裏、南部小学校の西北側で、梨畑及び一部普通畑として適切に耕作されていました。

審議番号2は、中沢地区の対象者宅の道路を挟んだ南側で、梨畑として適切に耕作されていました。

いずれも、自ら所有し、自ら農地として使用しておりましたので問題はないものと判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第4号は可決されました。

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第3号までを事務局から報告願います。

石川会計年度任用職員 議長

時田 議長 石川会計年度任用職員

石川会計年度任用職員 議案書の8ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書9ページから10ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について1件、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について

て5件の合計6件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

時田 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長

以上で、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時40分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 6年 3月 12日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 板橋 睦男

鎌ヶ谷市農業委員会委員 熊谷 弘和